

[活 動 方 針]

近年、インターネットやスマートフォンなどをはじめとした ICT の急速な発展にともない、ネット利用の長時間化やネット上のいじめ・誹謗中傷などが社会問題になっている。また、少子化やひとり親世帯の増加、女性の社会進出の増加など、家庭をめぐる状況にも様々な変化が起きている。

そうした状況の中、大人からの虐待や体罰、過干渉等による子どもたちの自尊心の低下や大人への不信感の拡大、ストレスからの解放欲求を満たすための万引き、喫煙、深夜徘徊等も増加傾向にある。人間関係の希薄化が進む中、子どもたちに寄り添う大人たちの姿は少なくなり、不良行為から犯罪に手を染める子どもたちの低年齢化・凶悪化も懸念される。

この現状は、観音寺市においても例外ではないと思われる。家庭、学校、関係機関だけでは対応できない問題も多くなっており、地域の大人がつながり、子どもたちを気にかけて、声をかけていくことで、問題や悩みの解決を図ることが重要である。

そこで、観音寺市少年育成センターでは、子どもたちの健やかな成長と安全・安心な地域づくりを目的とし、家庭・学校・地域・関係機関・関係団体等との連携・協力を密にし、健全育成や環境浄化、補導、相談、不審者対策などの活動を通して問題解決に取り組んでいく。また、社会生活をうまく送ることができない若者への支援も求められていることから、子ども・若者育成支援推進法に即し、健全育成活動、及び相談活動については、原則 35 歳までの子ども・若者を対象として行う。

1 健全育成活動

青少年育成観音寺市民会議を中心に、地区育成会・補導員会・少年を守る母の会・観音寺マナーアップの会等育成団体との連携調整を図りながら、関係者全員が実践活動を展開する。

(1) 青少年育成観音寺市民会議活動事業

青少年問題の重要性を市民一人ひとりが十分認識し、市民総意を結集し、時代に即した青少年健全育成活動を推進する。

- ・子ども・若者の自立心を促すための諸活動
- ・家庭の健全化を図るための諸活動
- ・青少年非行防止、事故防止のための諸活動
- ・社会環境浄化を図るための諸活動

(2) 地区青少年育成会活動事業

親と子の対話や家族のふれあう機会を設けたり、三世代交流など地域ぐるみで青少年健全育成のための諸活動を実践して、子どもたちが主体的に参加できる取り組みを推進していく。

(3) 観音寺マナーアップの会活動事業

大切な子どもたちの健やかな成長のために、家庭・学校・地域・職場で一人ひとりがマナーを守り、お互いにあいさつを交わし、声をかけあい、心をかけあえる心遣いや優しいおこないを推進する。

(4) 少年を守る母の会活動事業

青少年問題の重要性を十分認識し、有害図書等の追放など社会環境浄化や・事故防止運動・通報・連絡活動を実施する。

(5) 広報・啓発活動

各種会合などでの機会をとらえ、広報・啓発活動を行うとともに、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」11月の「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせ、諸事業を積極的に展開し、市民意識の高揚を図る。

2 補導活動

社会情勢の変化に伴い、最近の少年の問題行動は、しだいに低年齢化・凶悪化傾向にあり、それら行動に対応するため関係機関と連携を図りながら、関係諸団体や地域から推薦された補導員による補導活動を実施する。

(1) 社会的問題行動の青少年の早期発見・早期指導

飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている青少年について、地区・中央の補導體制により、早期発見、早期指導に努める。

(2) 万引き防止対策強化事業

初発型犯罪である万引きの低年齢化にともない、初期の段階より防止することを目的とし、市内店舗店長、幼稚園、小・中学校、高等学校の生徒指導主事等、警察、補導員等の各機関と連携し研修、巡回補導、広報啓発により万引き防止対策を推進する。

(3) 補導少年の事後指導

補導少年の指導にあたっては、家庭や学校と連携しながら青少年の健全育成が図られるよう教育相談を中心に指導に当たる。

(4) 広域補導體制の充実

交通網の整備やスマートフォンに代表されるネット環境の普及に伴い、青少年の生活行動範囲の拡大による問題行動の広域化に対応するため、管内外の関係機関と連携をとりながら充実を図る。

(5) 補導員会

地区育成会、各種団体、小・中・高PTA、中・高校教職員等から選出された補導員全員が補導員会に所属する。

3 子ども・若者相談活動

子ども・若者の非行の防止と健全育成を図る目的のため、子育てや子どもの問題行動に悩んでいる家族や35歳までの子ども・若者本人を対象に相談活動を実施する。

(1) やまびこコーナー(いじめ相談併設)

匿名で「いつでも、どこからでも」少年問題の悩み相談が気軽にでき、解決の道が見つけられるように相談・支援する。

休日相談を毎月第3土曜日に実施する。

(2) 継続相談・支援

電話での継続相談、また電話相談から来所相談を勧め、学校や関係機関との連携を図りながら継続して相談・支援に努める。

なお、電話相談などができない相談者のためにメール相談を実施する。

4 不審者対策活動

不審者から子どもが被害にあわないよう各種機関と連携し、地域との連絡を密にすることで不審者の抑止につとめる。一人でも多くの地域の方が意識を持って子どもたちを見守ってくれるよう呼びかける。

(1) 不審者情報

警察など関係機関と連携をとり、FAX、観音寺ホッとメールなどで子どもや保護者、地域に注意を促すとともに、地域のボランティアパトロール員にパトロールを重点的に行うよう要請する。

(2) 児童生徒安全対策

・子ども安全・安心パトロール

子どもたちが安心して通学(園・所)できるように、市民参加による安全・安心パトロール員が、登下校時を中心に自宅周辺・学校周辺公園等の見回り「子ども安全・安心パトロール」を実施する。

・青色防犯パトロール

各小学校区に青色防犯パトロール車が配備され、市民参加による青色防犯パトロール車での巡回や、観音寺市少年育成センター職員による市内重点地域や不審者情報発生箇所を中心とした青色防犯パトロール車での巡回を行う。